

～地域の絆 より強く～

日立市コミュニティ活動ハンドブック

あなたもコミュニティのメンバーです



日立市コミュニティ活動ハンドブック編集委員会

目次

はじめに	1
第1章 コミュニティ活動って何だろう	3
1 コミュニティ活動の重要性	3
(1) コミュニティ活動の基本理念	
(2) コミュニティの役割	
第2章 日立市のコミュニティとは	4
1 日立市のコミュニティの定義	4
2 日立市のコミュニティ活動のあゆみ	4
3 日立市のコミュニティ組織	5
(1) 日立市のコミュニティ組織の構成	
(2) コミュニティと自治会・町内会	
4 日立市のコミュニティの活動拠点	5
第3章 日立市で行われているコミュニティ活動	6
1 環境美化活動	6
(1) 花いっぱい運動	
(2) ごみゼロ運動	
(3) くさゼロ運動	
(4) 不法投棄監視運動	
(5) 再生資源回収	
(6) 里親制度	
2 福祉活動	8
(1) あんしん・安全ネットワーク	
(2) ふれあいサロン	
(3) おもちゃライブラリー	
3 防災・防犯活動	9
(1) 自主防災訓練	
(2) 防犯パトロール	
4 青少年育成活動	10
(1) 学校、幼稚園、保育園等との連携強化	
(2) 青少年育成推進会議との連携	
(3) 地域わんぱく隊	
5 生涯学習事業	11
(1) 講演会・講座・教室	
(2) 体育・スポーツ	
(3) 祭り・イベント	

6 広報活動	12
(1) ホームページ	
(2) 広報紙	
(3) コミュニティ情報紙「こみこみ」	
(4) リーフレット・パンフレット	
(5) ケーブルテレビ・ラジオ	
第4章 コミュニティを取り巻く現状と課題	14
1 社会環境の変化	14
(1) 個人意識の多様化	
(2) 地域社会の変化	
2 日立市における人口の動向	14
(1) 人口の減少	
(2) 高齢者人口の増加	
3 担い手の負担感	16
(1) コミュニティ活動に対する負担感	
(2) 自治会・町内会活動に対する負担感	
4 新たな担い手の減少	16
(1) コミュニティ活動の認知不足	
(2) 参加するきっかけ不足	
第5章 これからのコミュニティ活動の進め方	17
1 理想的なコミュニティの在り方	17
(1) 地域住民との関わり	
(2) 組織の在り方	
(3) 地域内外における各種機関・団体との広域的連携強化	
(4) リーダーの在り方	
2 これからのコミュニティ活動の方向性	18
(1) 目指す姿「コミュニティ活動を中心とした支えあいのまち ひたち」	
(2) 取組の視点	
3 具体的な取組	19
(1) デジタル化	
(2) 積極的なきっかけづくり	

第6章 市職員の役割	20
1 市職員のコミュニティ活動に対する基本理念	20
2 コミュニティ組織運営への支援	20
3 地域における役割	21
4 市とコミュニティの関係	21
おわりに	23

【資料編】

1 日立市コミュニティ活動ハンドブック各種会議	26
(1) 日立市コミュニティ活動ハンドブック編集委員会経過	
(2) 広報活動推進会議（改訂の委員会）経過	
(3) 各種会議委員	
2 コミュニティ推進協議会会則	28
3 コミュニティプラン策定方法	32
4 コミュニティビジネス	34
5 各種支援制度	35
(1) 市民活動災害補償	
(2) 地域集会所建設等補助	
6 各種参考資料	36
(1) 第2次「日立市コミュニティ活動の在り方検討委員会」提言書	
(2) 日立市コミュニティ活動推進行動計画	
7 各種活用資料	37
(1) 自治会・町内会リーフレット	(5) 各単会ホームページ一覧
(2) 交流センターパンフレット	(6) 各種広報紙一覧
(3) 日立市ごみ処理ハンドブック	(7) 各交流センター一覧
(4) 防災マップ・各種ハザードマップ一覧	

はじめに

本書は、「行政とコミュニティ活動のあり方検討委員会」からの報告に基づき、コミュニティ活動に対する市民及び市職員（学校教職員含む）の意識の醸成、コミュニティ、自治会・町内会の情報共有及びコミュニティ活動を担うリーダーのスキルアップを図ることを目的に、平成23年6月、コミュニティ、一般市民、行政で構成された編集委員会を設置しました。

本委員会においては12回の委員会を開催し、コミュニティ活動の意義などについて、再確認し検討を重ねてきました。

日立市のコミュニティ活動は、昭和49年の茨城国体開催を契機として、昭和46年に小学校区を単位にコミュニティ組織が発足したことから始まりました。「自分の地域は自分の創意と努力でつくり上げる」という理念のもと、市民の誰もが「このまちに住んでよかった」と実感できるまちにするため、以後37年間にわたって環境美化や青少年育成、自主防災などの様々な分野でまちづくりの中心的な役割を担ってきました。

しかし、今日高齢化などに伴い、地域住民の自治会・町内会への加入率低下などが懸念され、コミュニティ活動の停滞や地域住民の連帯意識の低下につながり兼ねない状況にあります。

本書は、このような現状を踏まえて、コミュニティ活動を担うリーダーや市職員（学校教職員含む）に、コミュニティ活動の意義やこれからのコミュニティと市の在り方などについて理解を深めてもらい、コミュニティ活動の更なる基盤強化につなげてもらいたいと考えます。

今後、本書をもとに、将来にわたり活発なコミュニティ活動が展開されることを期待します。

平成24年3月

日立市コミュニティ活動ハンドブック編集委員会

第1章 コミュニティ活動って何だろう

1 コミュニティ活動の重要性

(1) コミュニティ活動の基本理念

コミュニティの活動は、地域の人たちが、「地域を住みやすくしよう、快適にしよう」という共通の目的を持ち、地域の特色を生かし、創意工夫を重ね、地域が抱えている課題を自らの手で解決していこうとするものです。

さらに、地域の人たちが絆を強め、理解し合える人間関係を構築するために行われています。



かみね公園頂上からの風景



山側道路からの風景

(2) コミュニティの役割

コミュニティは、地域が抱える課題を解決するために、解決策を議論したり、解決したりするための事業を行うなどの役割を担っています。例えば、地域の人々が絆を強めるための情報発信や事業の実施、災害時には地域の中心となり地域内の連携を図り、住民とともに地域の安心・安全をリードしていく役割を担っています。

また、地域の声を公的機関（市、小・中・特別支援学校、消防署、警察署等）へつなぐことで、コミュニティとの協働に発展させるなどの役割を担っています。



第2章 日立市のコミュニティとは

1 日立市のコミュニティの定義

日立市のコミュニティは、「自分の地域は自分の創意と努力でつくり上げる」という個々の理念がひとつになって始まりました。

現在は、市内のおおむね小学校区を範囲に23のコミュニティが自主的な組織を構成し、地域の課題解決、地域住民の連帯意識の醸成などを目的に公益的な活動を行っています。

2 日立市のコミュニティ活動のあゆみ

昭和45年	宮田川をきれいにする会が発足
昭和46年	日立市民運動実践協議会が発足 日立市に市民活動部を設置 (花いっぱい運動等が開始)
昭和49年	茨城国体開催を契機に、市民運動が開始
昭和50年	日立市民運動推進連絡協議会が発足 (日立市のコミュニティ活動の出発点)
平成元年	日立市コミュニティ推進協議会へ改称
平成18年	交流センターとして統一管理が開始
平成21年	コミュニティ単会と地区社協が一体化
令和4年	日立市コミュニティ活動推進行動計画策定



宮田川の清掃

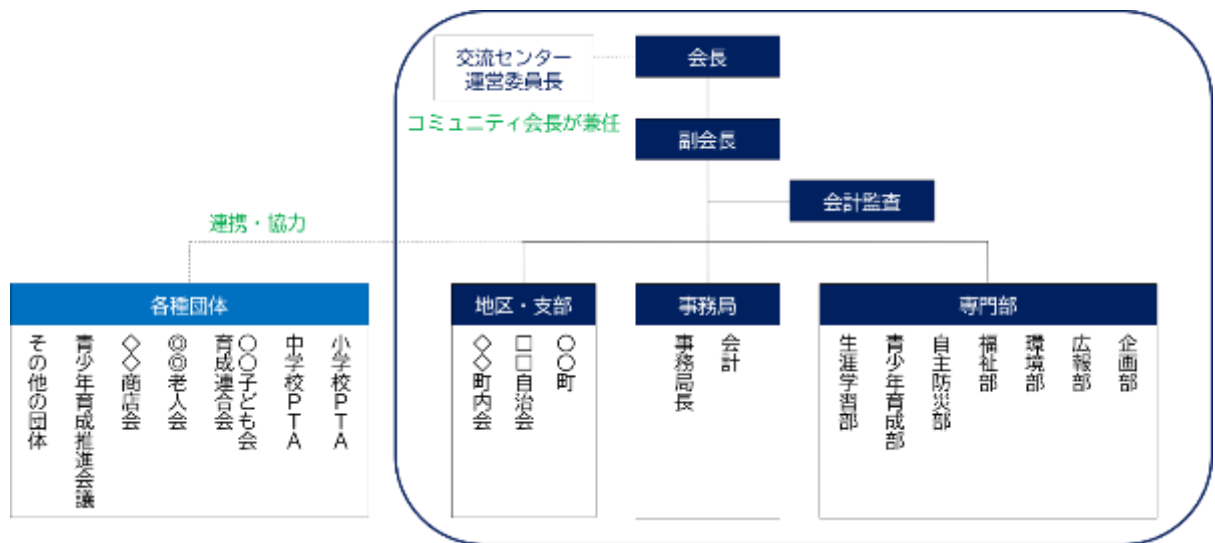


花いっぱい運動（青葉台団地）

3 日立市のコミュニティ組織

(1) 日立市のコミュニティ組織の構成

コミュニティは、自治会・町内会の支部組織や、事業を専門的に担当する専門部などで構成されています。コミュニティ組織は、地域の特色をいかして構成は様々ですが、ここでは下図のとおり、標準的な組織図を紹介します。



(2) コミュニティと自治会・町内会

コミュニティは地域ごとに自治会・町内会や老人会、子ども会育成連合会、PTAなど各種団体代表者などのもとに一つの組織として構成されています。

4 日立市のコミュニティの活動拠点

市内23か所に設置されている交流センターは、コミュニティの活動拠点として、コミュニティが実施する環境活動や子育て、地域福祉や生涯学習事業、地域の情報発信、ごみの出し方、市報に関することなど様々な相談窓口になっています。

さらに、コミュニティ活動に参加するきっかけの場にもなっています。



十王交流センター

中里交流センター

会瀬交流センター

久慈川日立南交流センター

第3章 日立市で行われているコミュニティ活動

1 環境美化活動

地球環境・生活環境を守り、住みよい地域をつくるため、コミュニティでは、様々な環境美化活動が行われています。

1 花いっぱい運動

各コミュニティでは、環境や景観向上のため、空き地やプランターを活用して、地域内を花いっぱいにする運動を展開しています。

子ども会育成連合会、幼稚園、保育園、学校などとも連携して、花いっぱいのきれいなまちづくりを行っています。

2 ごみゼロ運動

各コミュニティでは、環境や景観向上のため、河川や海岸等の清掃活動を定期的に行っています。

また、協議会では、5月30日(ごみゼロの日)に合わせて、「スポGOMI大会」などの啓発事業にも取り組んでいます。

3 くさゼロ運動

各コミュニティでは、環境や景観向上のため、除草や草刈りなどを積極的に行っています。

また、協議会では、9月30日(くさゼロの日)に合わせて、「フォトコンテスト」などの、啓発事業も行っています。

4 不法投棄監視運動

各コミュニティから推薦された5名（十王地区は12名）が、不法投棄監視員として市から委嘱されています。

各地域を巡回し、不法投棄物の回収や清掃センターへの連絡など、不法投棄監視に努めています。

5 再生資源回収

月1回の再生資源回収日に、ビン、缶、紙類などを分別して、決められた集積所に出します。

集積された再生資源は、回収業者により集められ、資源となります。回収された重量に応じて、市から各コミュニティ単会などに還元金が支払われます。

6 里親制度

コミュニティ、自治会・町内会、各グループなどが、里親団体として除草や草花づくりなど美化活動を行っています。

2 福祉活動

平成21年4月から、各コミュニティは、社会福祉法人日立市社会福祉協議会の定める地区社会福祉協議会の機能を有する組織として、地域福祉事業を展開しています。

1 あんしん安全ネットワーク

各コミュニティでは、民生委員児童委員、近隣協力者、地域福祉関係者、ボランティアなどで構成する「あんしん・安全ネットワーク」のチームを組み、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦、障がい者家族などを見守る体制づくりをしています。

2 ふれあいサロン

各コミュニティでは、外出の機会が少ない高齢者などを対象に、交流センターや集会所など、110ほどの会場で実施しています。多彩なプログラムで仲間づくりや介護予防、健康増進を目指しています。

3 おもちゃライブラリー

各コミュニティでは、子育て支援の一環として「地域型おもちゃライブラリー」を毎週あるいは隔週など、継続して実施しています。

子育て中の保護者などが地域の人たちと交流でき、親と子が安心して集える場所を提供しています。

3 防災・防犯活動

安心・安全な生活を送るため、コミュニティでは、防災・防犯等への取組が行われています。これらの活動は、地域住民への防災・防犯に対する意識付けや、いざという時に備えて日常的に実施されています。

1 自主防災訓練

自然災害はいつ起こるか分からないものです。また、発生したときに公的機関の支援などが十分に得られるとは限りません。自分たちの身は自分たちで守れるよう、平常時からの取組が重要です。

各コミュニティでは、各種団体や公的機関と連携をとった自主防災訓練を行い、災害に備えています。

2 防犯パトロール

各コミュニティでは、子どもや地域の安全を守るため、PTA、自治会・町内会、自警団などが連携し、立哨や見守り、青色パトロールカーによるパトロールなどで防犯に努めています。

子どもたちの登・下校時に地域の大人が見守ることで安心・安全の環境がつくられています。

4 青少年育成活動

地域の子どもは地域で育成するため、コミュニティでは、様々な活動が行われています。また、コミュニティ以外の公的機関、各種団体などとも連携を強化することにより、地域ぐるみで青少年育成を行っています。

1 学校、幼稚園、保育園等との連携強化

各コミュニティでは、小・中・特別支援学校、幼稚園、保育園、認定こども園などと連携して、学校の授業、クラブ活動、各種行事を応援しながら連携を強化しています。

PTA、子ども会育成連合会、少年団などの各種団体と連携して、各種の事業を行うとともに、相互に応援する体制をつくっています。

2 青少年育成推進会議との連携

各コミュニティでは、日立市青少年育成推進会議、市の関係機関と連携して、青少年をたくましく育てる運動を展開しています。

毎年、コミュニティや学校から、善行のあった少年少女を青少年育成推進会議に推薦し、表彰されています。

3 地域わんぱく隊

各コミュニティでは、地域の子どもを地域が育てるという視点で地域が主体となり、子どもたちに様々な体験の機会を創り、遊びや宿泊体験などを通して子どもたちの「生きる力」を育てています。

5 生涯学習事業

コミュニティでは、市民の生きがいづくりや学習ニーズに対応した各種講座や地域教育活動が行われています。

1 講演会・講座・教室

各コミュニティでは、住民の仲間づくり、コミュニケーションづくりのため、各種の講演会や講座、教室を開催しています。

2 体育・スポーツ

各コミュニティでは、健康づくり、体力維持、仲間づくりなどを目的として、各種のスポーツ教室やイベントなどを行っています。

3 祭り・イベント

各コミュニティでは、地域の各種団体と連携し、総力を挙げて地域の祭りを行っています。伝統的な祭りや手作りの祭りなど、子どもからお年寄りまで楽しめる祭りで地域を元気にしています。

また、住民レク大会、福祉のつどい、文化祭など地域の特色を生かしたイベントを開催して住民のふれあいを深める機会になっています。

6 広報活動

コミュニティでは、活動を地域住民へ広めるため、様々な媒体を通じて広報活動が行われています。

1 ホームページ

各コミュニティでは、活動の紹介、季節が感じられる風景などをHPに掲載し、住民をはじめ多くの人に知ってもらう努力をしています。特色あるHPは各コミュニティで運営しています。

また、協議会でも、コミュニティ推進協議会のあゆみや基本方針、事業計画、活動報告などをHPに掲載しています。



2 広報紙

各コミュニティでは、コミュニティ活動の方針や実施する事業、地域の情報などを広報紙に掲載、読まれる広報紙を編集して全世帯へ配布しています。住民のまちづくりへの参加意識の啓発など重要な広報媒体となっています。

魅力ある広報紙づくりを目指します。



3 コミュニティ情報紙「こみこみ」

協議会では、コミュニティ全体で取り組んでいる事業や共通のテーマで実施している事業、各コミュニティで実施している新たな試みなどをこみこみに掲載し、多くの市民へ伝えています。

年2回発行し、全戸配布しています。



4 リーフレット・パンフレット

転入者や町内会等未加入世帯・未組織地域に対しての加入促進策の一つとして、コミュニティ活動をPRするリーフレットや交流センターのパンフレットなどを発行しています。

自治会・町内会って何？
人と地域とまちと
“つながる”



日立市コミュニティ推進協議会



5 ケーブルテレビ・ラジオ

Jwayのコミュニティ情報掲示板で、コミュニティ活動の最新情報を更新しています。

また、FMひたち（82.2Hz）で、コミュニティ活動に関する様な情報を発信しています。イベントの特集や生出演することもあります。



第4章 コミュニティを取り巻く現状と課題

1 社会環境の変化

全国的な社会情勢の変化により、地域を取り巻く環境が大きく変化しています。

(1) 個人意識の多様化

「自治会・町内会に入るメリットを感じない」という考え方から、自治会・町内会に加入しない世帯や退会する世帯が増えています。

(2) 地域社会の変化

アパートやマンションなどの新興住宅では、自治会・町内会を結成しない傾向があります



2 日立市における人口の動向

日立市の人口は、日立市コミュニティ推進協議会発足当初（昭和50年）と比べ大きく変化しています。

(1) 人口の減少

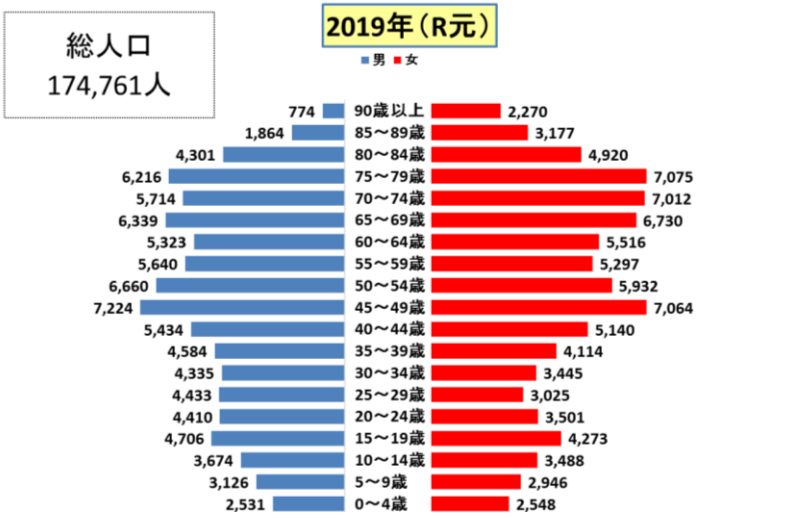
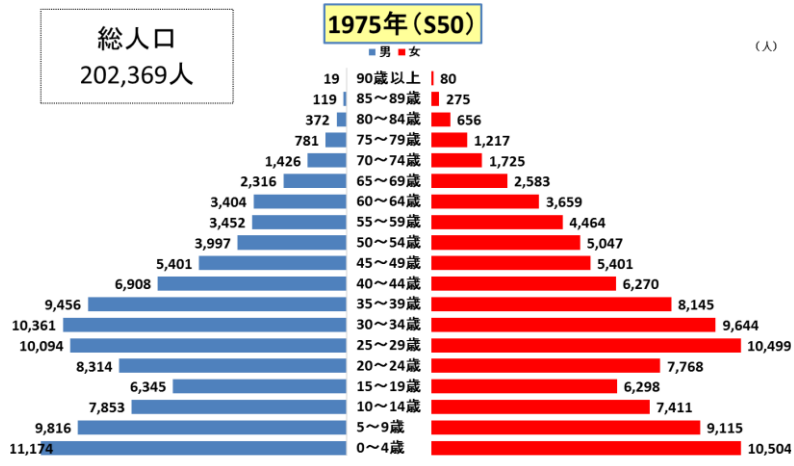
総人口は年々減少傾向にあります。

特徴として、若年層の市外への流出が多く見られます。将来的には、地域の活力低下などが懸念されます。

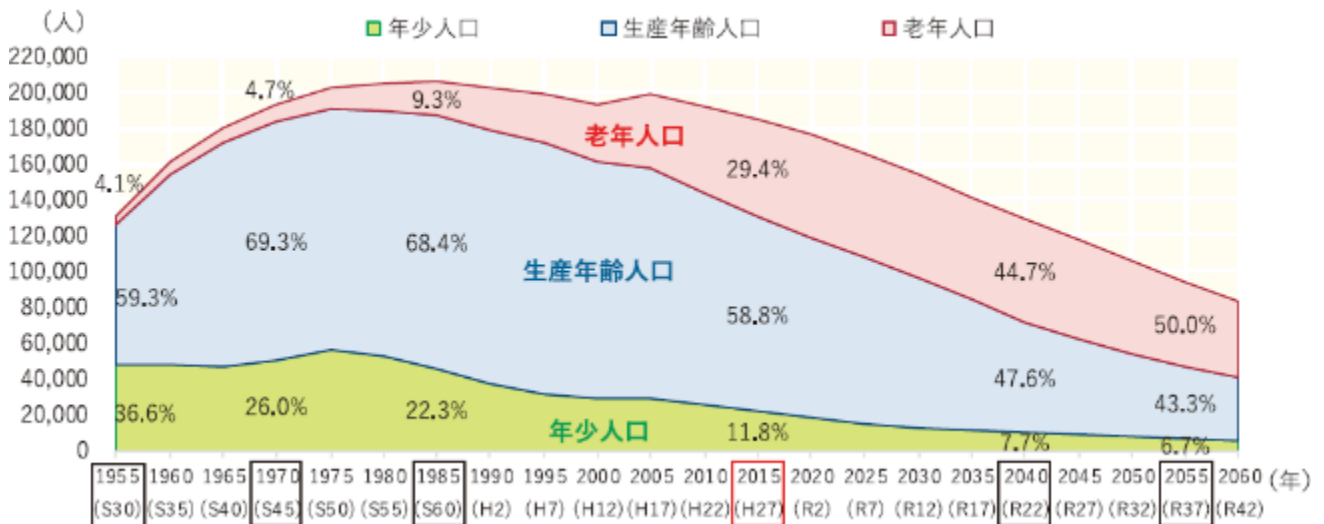


(2) 高齢者人口の増加

総人口が減少傾向にある中で、65歳以上の高齢者の人口は、一貫して増加傾向が続いています。平成12年には年少人口を上回り、令和2年には総人口に占める割合が30%を超えています。今後も高齢者の人口は増加していくものと推計されています。人口減少や高齢化により、自治会・町内会の会員数が減少し、組織を維持できずに解散する地域があります。



【出典】第2期 日立市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020-2024、国勢調査



【出典】第2期 日立市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020-2024、国勢調査、平成30年社人研推計

3 担い手の負担感

市民アンケートなどからは、「コミュニティ活動は必要である」といった意見が多く見られますが、担い手は様々な負担感を感じています。

(1) コミュニティ活動に対する負担感

コミュニティは、自主防災活動、青少年育成活動、地域福祉活動など、市などから多くの協力依頼があります。また、コミュニティの役員などを中心に各種委員会等の委員も委嘱され、役員個人への負担も増えています。



(2) 自治会・町内会活動に対する負担感

責任を負うことや自ら行動することに負担を感じている様子が見られるため、活動に対する負担感が少ない、ゆるやかなつながりを維持することが重要です。

4 新たな担い手の減少

地域住民がコミュニティ活動に参加するきっかけが少なく、新たな担い手を確保することが難しくなっています。

(1) コミュニティ活動の認知不足

そもそも、コミュニティ活動を知らない住民も少なくありません。参加するきっかけづくりの前提として、「知ってもらう」ことが重要です。



(2) 参加するきっかけ不足

コミュニティ活動が認知されていても、参加するきっかけがなければ、参加してもらえません。「参加方法が分からない」、「特に理由がない」といった意見が多く、きっかけがないことが担い手の減少につながっています。



第5章 これからのコミュニティ活動の進め方

1 理想的なコミュニティの在り方

これまで「自分の地域は自分の創意と努力でつくり上げる」という理念のもとにコミュニティ活動が行われてきました。これからも、リーダーのみならず地域住民と共有してまちづくりを進めていくことが大切です。

(1) 近隣住民との関わり

東日本大震災を契機に、人と人との絆や助け合いが大切であることを再認識しました。日頃から顔の見える関係を築くことが重要です。



東日本大震災時の給水活動（久慈学区）

(2) 組織の在り方

日々、地域住民の生活環境や価値観は変化しています。時代に即したコミュニティとして機能するよう、組織の見直しを行い、状況に応じた組織づくりをします。地域のリーダーとしての役員の選び方、組織の見直しを進めて行くことが重要です。

また、役員が住民の進む方向へ進んでいるかなどについてチェックする機関も検討する必要があります。

(3) 地域内外における各種機関・団体との広域的連携強化

地域には、コミュニティのほかにも各種機関・団体（県、近隣市町村、消防署、警察署、保育園、幼稚園、学校、企業、病院、商店等）が活動しています。

各種機関・団体が連携を図ることで、それぞれが持つ情報などを共有することができ、より地域に密接したネットワークをつくることができます。日常的に各種機関・団体と活動していくことが重要です。



(4) リーダーの在り方

リーダーとなる人は、地域をよりよくしていくために、自分の行動に責任を持つことが大切です。コミュニティ活動をしていく中で、不安なこともあると思います。広く地域住民から意見を取り入れ、リーダーだけでなく地域住民みんなで地域をつくっていくことが重要です。

2 これからのコミュニティ活動の方向性

協議会では、「日立市コミュニティ活動推進行動計画」を令和3年12月に市とともに策定しました。理想的なコミュニティを目指すためには、みんなが計画の方向性を意識し、進めていくことが大切です。

(1) 目指す姿「コミュニティ活動を中心とした支えあいのまち ひたち」

持続可能なコミュニティを実現し、住民総参加のまちづくりを目指します。

そのためには、つながりを途絶えさせないこと、すなわち、活動を担う後継者となる新たな担い手の確保・育成が非常に重要です。

例えば、地域の各種団体での活動経験者や、定年を迎え第2の人生を歩み始めた人などから人材を確保することはもちろん、これまでコミュニティ活動に参加したことのない人や転入者などにも、地域の行事などを通じて交流の輪を広げ、新たな人材を確保するきっかけづくりを行うことが必要です。



(2) 取組の視点

計画は、3つの取組の視点に基づき策定されています。コミュニティを持続させるためには、様々な課題と向き合ううえで、効果的に進めていくことが重要です。

ア 組織・活動の活性化・透明化

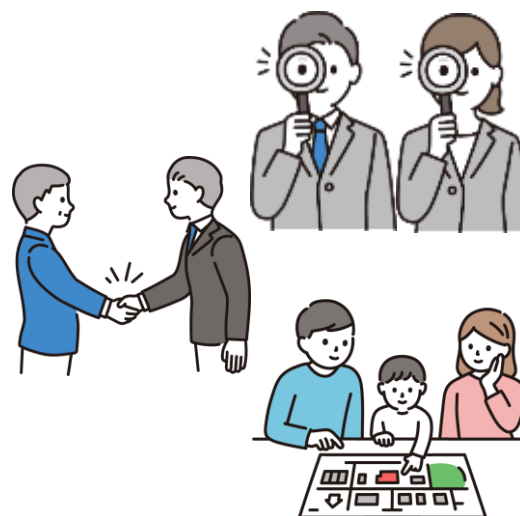
住民にとって魅力的な活動の選定や透明性のある組織づくりを行います。

イ 協働体制の強化

新たな地域課題の解決に向けた市とコミュニティの協働体制を強化します。

ウ 全世代の居場所づくり

ICTを活用した新たなつながりや、若者や子育て世代など誰もが気軽に立ち寄れるよりどころを創出します。



3 具体的な取組

行動計画を推進するためには、より効果的な手段を選択し、集中的に取り組むことが大切です。

(1) デジタル化

デジタル化を推進することには、たくさんのメリットがあります。最初は難しいかもしれませんが、まずはチャレンジしてみることが重要です。

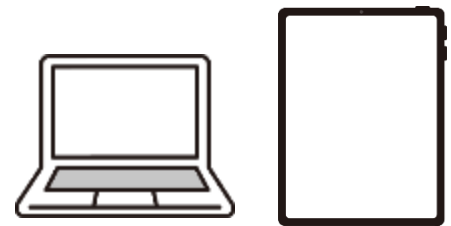
ア 活動の負担軽減

特にタブレット端末は、非常に便利なアイテムです。参加者名簿などのデータ管理はもちろん、インターネット検索やカメラなど、様々なことがタブレット端末だけでできます。

コミュニティに関連する様々な活動における担い手の負担を軽減することにつながります。

イ 環境に対する取組

デジタル化を推進することは、ペーパーレス化にもつながり、環境への取組としても有効です。



デジタル機器を活用したオンライン研修会

(2) 積極的なきっかけづくり

新たな担い手を確保するためには、まずはより多くの住民に、コミュニティ活動に参加する「きっかけをつくる」ことが重要です。

ア 様々な媒体による広報

各種広報紙をはじめ、HP、市報、ケーブルテレビ、ラジオなど、様々な媒体を通じて広報活動を行います。まずは、「知ってもらう」ことが大切です。

さらに、SNSの活用も取り入れていく必要があります。

イ 交流センターの活用

交流センターを利用することは、コミュニティ活動に参加する「きっかけをつくる」ことにつながります。まずは、交流センターを「知ってもらう」ことも大切です。

第6章 市職員の役割

1 市職員のコミュニティ活動に対する基本理念

- (1) 市職員は市政に関する業務を担っていますが、地域においては、自らもコミュニティ活動を支えるメンバーです。

業務としてコミュニティ活動に参加するのではなく、コミュニティ活動を担う地域住民として、よりよい地域をつくるために活動するという心構えが重要です。活動に参加することによって、地域の実状をより理解することができます。

避難所開設訓練

- (2) コミュニティ関連施策について、コミュニティとともに事業を進めることの大切さを認識するため、地域のイベントやコミュニティ活動などへ積極的に参加し、地域に関心を持つことが大切です。
- (3) 市職員は資質を上げる研修とともに、各コミュニティエリアの把握や、役員会、幹事会への出席で地域性の違いなどを把握するコミュニティ活動体験などもカリキュラムに入れ、まちづくりのパートナーとしての資質を高める必要があります。

2 コミュニティ組織運営への支援

- (1) 市職員は各種申請手続きなどに関する助言を行うとともに、コミュニティに有益な支援制度などの情報提供を行うなど、コミュニティの事務負担の軽減を図るための支援が必要です。
- (2) 各コミュニティが地域性を生かし、自主的な活動が確保できるよう、各種補助金などのあり方を見直し、地域の実情に応じて交付できる仕組みを検討する必要があります。
- (3) コミュニティに依頼している協力依頼を見直し、協力依頼として適切であるかを検証する必要があります。



3 地域における役割

一住民として、地域の実状を把握し、問題提起をすることをはじめ、解決策の提案、関係課所等への連絡・調整を行うなどのコーディネート役を担うことが必要です。

また、市職員のノウハウを生かし、活動が活性化できるようにコミュニティと行政のパイプ役を努めることも大切です。



市・コミュニティ・バス事業者による公共交通事業

4 市とコミュニティの関係

(1) 市とコミュニティは、まちづくりのパートナーであることをお互いに認識し、さらに、協働のもとにまちづくりを進めることが大切です。

(2) まちづくりに共通の目標と定期的な話し合いの場で合意形成を図り、信頼関係のもとにまちづくりを進めることが大切です。



東日本大震災後の災害に関する意見交換会



新しい時代に向けたくさゼロ・フォトコンテスト

おわりに

本書は、コミュニティ活動の意義や誰もがコミュニティ活動の一員であることを改めて認識し、日立市のコミュニティ活動の更なる基盤強化を図るために作成しました。

地域の中で生活していくうえで、防災・防犯やごみの処理、高齢者などへの福祉、子育て支援、青少年の育成など、地域全体で解決すべき課題は多種多様化しており、行政だけの解決は難しくなっています。

これからは、地域の課題解決のためにコミュニティ、市民活動団体、ボランティア及びNPO法人などの新たな地域活動の担い手が注目されています。

日立市においては、これまでのコミュニティの歴史と実績を踏まえ、さらに、協働のもと、地域課題解決に向けた仕組みづくりが望まれているところです。

今後も、持続可能な活動をしていくためには、市民、コミュニティ及び行政が、それぞれの役割を理解し、合意形成のうえ推進していくことが重要になってきます。

市民は、コミュニティ活動に一人ひとりが関心を持ち、活動に参加することが重要です。個人で解決することが困難でも、地域で取り組めば解決できることもあります。まずは、近隣住民とのあいさつなど、日頃からの関係が大切です。

コミュニティ活動を担うリーダーは、活動をより地域、生活に身近なものとして捉えてもらうよう、一層の創意工夫を図り、誰もが地域の一員として活動に参加できるよう市民、行政と協力していくことが重要です。

市職員（学校教職員を含む）は、自らもコミュニティのメンバーとして、活動に参加することが重要です。地域行事に参加することで、地域の実状を深く理解することができ、今後の地域課題解決のきっかけとなります。

平成23年3月11日に発生した未曾有の大災害を機に、改めて地域住民との日頃からの助け合い、関わり合いが大切であると認識した人も少なくないと思います。

今後、地域の人々が絆を強め、理解し合える人間関係を構築し、より良い地域へ発展していくことを期待します。

日立市コミュニティ活動ハンドブック編集委員会

委員長 西村 ミチ江

副委員長 柴田 百恵

委員 山田 孝志

佐藤 稔

佐々木 早苗

辻 未夫

青木 昱秀

蛭田 保夫

助川 正則

【資料編】

1 日立市コミュニティ活動ハンドブック各種会議

(1) 日立市コミュニティ活動ハンドブック編集委員会経過

第 1 回	H23.6.22	・日立市コミュニティ活動ハンドブック編集委員会の設置目的の説明 ・正副委員長の選任 ・参加者による意見交換の実施
第 2 回	7.12	・リーダー・市職員向け掲載項目の検討
第 3 回	8.10	・リーダー・市職員向け目次構成の検討
第 4 回	9.26	・リーダー・市職員向け掲載内容の検討①
第 5 回	10.25	・リーダー・市職員向け掲載内容の検討②
第 6 回	11.28	・リーダー・市職員向け掲載内容の検討③
第 7 回	12.15	・リーダー・市職員向け掲載内容の検討④
第 8 回	H24.1.20	・リーダー・市職員向け掲載内容の検討⑤
第 9 回	2.16	・リーダー・市職員向け掲載内容の検討⑥ ・一般市民向け概要版の掲載内容の検討①
第 10 回	2.28	・リーダー・市職員向け掲載内容の決定 ・一般市民向け概要版の掲載内容の検討②
第 11 回	3.14	・一般市民向け概要版の掲載内容の決定
第 12 回	3.23	・最終校正確認、決定

(2) 広報活動推進会議（改訂の委員会）経過

第 1 回	R4. 3. 11	・ 日立市コミュニティ活動推進行動計画の概要及び推進会議の趣旨について
第 2 回	4. 27	・ 現行のハンドブックの課題について ・ ハンドブックの改訂内容について①
第 3 回	5. 25	・ ハンドブックの改訂内容について② ・ 改訂担当者割振り
第 4 回	6. 22	・ コミュニティ活動ハンドブックの原案作成 ・ 担当者割振り変更
第 5 回	7. 27	・ 交流センターパンフレット掲載内容について
第 6 回	8. 24	・ 中間まとめ
第 7 回	10. 26	・ 作業経過について①
第 8 回	11. 30	・ 作業経過について②
第 9 回	12. 21	・ 最終まとめ

(3) 各種会議委員

ア ハンドブック編集委員会

委員長 西村 ミチ江
副委員長 柴田 百恵
委員 山田 孝志
佐藤 稔
佐々木 早苗
辻 未夫
青木 昱秀
蛭田 保夫
助川 正則

イ 広報活動推進会議

リーダー 石川 善憲
吉武 裕子
椎名 里見
根本 弘道
長山 敬行

2 コミュニティ推進協議会会則

(名称)

第1条 この協議会は、日立市コミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 この協議会は、市内各地域を単位として組織された別表第1に掲げる会（以下「単会」という。）の連絡、意見の交換及び共同事業の計画の樹立等を行い、住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コミュニティ活動の推進に関すること。
- (2) 各単会の連絡調整に関すること。
- (3) 共同事業の計画立案、実施に関すること。
- (4) 各種機関、団体との連絡提携に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 この協議会は、各単会の会長をもって構成する。

(役員)

第5条 この協議会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 役員は、別に定める日立市コミュニティ推進協議会役員選考委員会において候補者を選考し、総会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 幹事は、この協議会の円滑な運営を図る。
- 4 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とし再任を妨げない。ただし、会長の再任は1回を限度とする。

- 2 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(全体会の種別)

第9条 この協議会の全体会は、総会、定例会長会議及び臨時会長会議の3種とする。

(全体会の構成)

第10条 全体会は、会員をもって構成する。

(全体会の権能)

第11条 全体会は、この会則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 協議会の事業計画及び予算決算に関すること。
- (2) 会則の変更及び廃止に関すること。
- (3) その他重要な事項

(全体会の開催)

第12条 総会は、毎年度決算終了後2箇月以内に開催する。

2 定例会長会議は、年5回開催する。

3 臨時会長会議は、会長が必要と認めたときに開催する。

(全体会の招集)

第13条 全体会は、会長が招集する。

(全体会の議長)

第14条 全体会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、総会の議長は出席した会員の中から選任する。

(全体会の定足数)

第15条 全体会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(全体会の議決)

第16条 全体会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の構成)

第17条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第18条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 全体会に付議すべき事項
- (2) その他全体会の議決を要しない会務に関する事項

(役員会の定足数)

第19条 役員会は、監事を除く役員2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(役員会の議決)

第20条 役員会の議事は、出席した役員2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、議長の決するところによる。

(経費)

第21条 協議会の経費は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 補助金
- (2) 活動に伴う収入
- (3) その他の収入

(会計年度及び出納整理期間)

第22条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。なお、翌年度の4月1日から5月31日までを出納整理期間とする。

(事務局)

第23条 この協議会の事務を処理するため、日立市生活環境部コミュニティ推進課内に事務局を置く。

(委任)

第24条 この会則の施行に関し必要な事項は、全体会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、昭和50年7月10日から施行する。

この会則は、昭和63年4月1日から施行する。

この会則は、平成元年4月1日から施行する。

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

この会則は、平成6年4月1日から施行する。

この会則は、平成10年5月12日から施行する。

この会則は、平成12年5月16日から施行する。

この会則は、平成13年5月22日から施行する。

この会則は、平成15年5月26日から施行する。

この会則は、平成16年7月22日から施行する。

この会則は、平成18年5月24日から施行する。

この会則は、令和2年5月29日から施行する。

【別表第1】

No.	単会名
1	十王地区コミュニティ推進会
2	豊浦学区まちづくり推進会
3	日高学区市民自治会
4	田尻学区コミュニティ推進会
5	滑川学区コミュニティ推進会
6	宮田学区コミュニティ推進会
7	中里学区コミュニティ推進会
8	仲町学区コミュニティ推進会
9	中小路学区コミュニティ推進会
10	助川学区コミュニティ推進会
11	会瀬学区コミュニティ推進会
12	成沢学区コミュニティ推進会

No.	単会名
13	油繩子学区コミュニティ推進会
14	諏訪学区コミュニティ推進会
15	大久保学区コミュニティ推進会
16	河原子学区コミュニティ推進会
17	塙山学区住みよいまちをつくる会
18	大沼学区コミュニティ推進会
19	金沢学区コミュニティ推進会
20	水木学区コミュニティ推進会
21	大みか学区コミュニティ推進会
22	久慈学区コミュニティ推進会
23	坂下地区コミュニティ推進会

3 コミュニティプラン策定方法

(1) 自分の住んでいる地域社会を見つめる

コミュニティプラン策定には、まず自分たちの住んでいる地域をよく見つめることから始めます。地域社会にはいろいろな問題があります。例えば、ごみ集積所や分別収集、下水道やカーブミラー等の環境問題、防災や防犯、交通安全、青少年健全育成などです。これらの課題をよく見つめ地域の実情を把握します。

(2) アンケート調査

地域の実情や住民が何を望んでいるかを、アンケート調査します。調査票の作成や集計が効率よくできるように、事前に専門家などのアドバイスをもらうとよいでしょう。どんな答えを求めたいかを決め、具体的な設問をつくります。

(3) 調査の手順

- ア 調査目的を立てる：仮説を立て目的を明確にします。
- イ 調査対象を決める：調査区域や被調査者を誰にするか等を決めます。
- ウ 調査方法を決める：質問の方法、面接の方法を決めます。(団体、個人)
- エ 調査を実施する：調査中に調査員の打合せ会を数回開きます。
- オ 集計表の数字や意見を分析、問題点や課題を明らかにする：
無理に結論を出さないで再調査することも考えます。
- カ 調査結果を公表する：わかりやすく整理して報告します。
- キ 調査結果を活動資料にする：活動をすすめる基礎資料として活用します。

(4) 地域課題の発見

アンケート調査の集計結果を分析するといろいろな問題がみえてきます。その結果をもとに実際に現地を歩いて「散策調査」を行い、アンケート調査の裏付けをします。また、粗集計ができた地点で、住民説明会なども有効です。そして、今やるべき問題と長期にわたって解決すべき課題を決定します。

(5) 解決案づくり

決められた問題や課題をどのようにしたら解決できるか、みんなでアイデアを出し合います。問題解決案はブレインストーミング方式で、いろいろな角度から案が出るようにします。行政やその道のプロにも入ってもらうと、よい案が出てくることもあります。解決案は、予算や技術的、時間的なことから実現が困難な案でも、少しずつ問題点をつぶしていけば、いつかは実現するものです。あまり低い目標にはしない方がよいです。

(6) 文章にする

解決案ができたらプラン案の起草にかかります。できた案を全委員で検討します。最後にプラン案を印刷して全住民に配布します。

(7) 実践する

自治会や町内会、各種団体の代表などに説明会を行い、できるものはすぐに実践していきます。実践の結果を反省して修正を加え、再度実践します。

4 コミュニティビジネス

コミュニティビジネスとは、地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組と捉えています。組織形態・活動分野とも特に決まったものはなく、活動分野としては、まちづくり、環境、介護や福祉、IT、観光、地域資源活用、農業等、あらゆる分野に活動が広がっています。

各コミュニティが地域ニーズに応じた自主的な活動を展開していくためには、各コミュニティでコミュニティ会費制やコミュニティビジネスの導入に取り組むなど、自主財源確保に積極的に努める必要があります。

(1) 暮らしサポート『あんしん』事業（埴山学区の例）

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦などの日常生活を支援する事業です。室内の片付けや家具の移動、電球の取り換え、庭の草取りや庭木の剪定など高齢になるとできなくなる作業を有償で応援しています。

会員制で利用者は年会費を納めます。利用料金は屋外と屋内によって異なっています。概ね1日3時間位を目安にした作業を引き受けています。

(2) 市営駐車場管理事業（金沢学区の例）

学区内にある12ヶ所の市営駐車場の料金徴収、車庫証明手続きをコミュニティが行っています。

駐車料金の一部がコミュニティの収入になり、コミュニティ活動を維持・継続するための貴重な財源になっています。

(3) 移送サービス事業（埴山学区の例）

(4) 総合型地域スポーツクラブ事業（埴山学区の例）

(5) 民間学童クラブ事業（埴山学区の例）

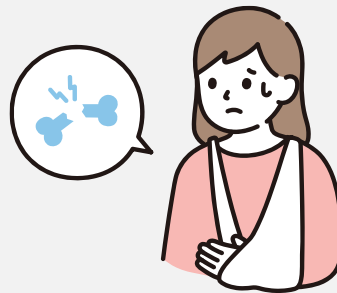
(6) みんなのカフェ事業（埴山学区の例）

(7) 日立市指定ごみ処理袋販売事業（仲町・埴山学区の例）

5 各種支援制度

1 市民活動災害補償

市民が安心して市民活動に参加できるように、活動中の災害を保証する制度



詳細はこちら

2 地域集会所建設等補助

ア 建設

集会所を新たに建設する場合（既設建物の取得も含む）



イ 整備

集会所を移転、増築、改築、修繕する場合

ウ 維持

集会所を用に供する土地又は建物に係る借賃を支払う場合



エ 解体

集会所を解体する場合



詳細はこちら

6 各種参考資料

1 第2次「日立市コミュニティ活動の在り方検討委員会」提言書

住民が孤立せず、安心して生き生きと生活ができ、住み続けたいまちと思えるよう、時代に合ったコミュニティ活動の在り方について研究し、市長に提出された提言書



2 日立市コミュニティ活動推進行動計画

第2次「日立市コミュニティ活動の在り方検討委員会」提言書の内容を踏まえ、市民協働をさらに推進していくための基本的な考え方や具体的な取組事項をまとめた計画



7 各種活用資料

1 自治会・町内会リーフレット

転入者や町内会等未加入世帯・未組織地域に対する加入促進策として、コミュニティ活動を広くPRし、その重要性について理解を求めるリーフレット



2 交流センターパンフレット

コミュニティ活動のきっかけに繋がるよう交流センターの利用を促進するために、交流センター概要を紹介するパンフレット



3 日上市ごみ処理ハンドブック

日上市における、ごみと再生資源の正しい分別のしかたと市の資源化に関する取組についてのハンドブック



4 防災マップ・各種ハザードマップ一覧

避難所や防災拠点などの情報を記載した
防災マップ及び日立市における洪水・土砂
災害・津波のハザードマップ



5 各単会ホームページ一覧

特色ある各単会のホームページ



6 各種広報紙一覧

コミュニティ情報紙「こみこみ」及び各
単会が発行する最新の広報紙



7 各交流センター一覧

No.	小学校区	名称	電話番号	IP 電話番号	所在地
1	山 部 櫛 形	十王交流センター	39-2411	050-8012-6969	十王町友部 129-2
2	豊 浦	豊浦交流センター	43-5755	050-5528-5171	川尻町 1-40-1
3	日 高	日高交流センター	42-4050	050-5528-5173	日高町 2-2-1
4	田 尻	田尻交流センター	42-1552	050-8012-4074	田尻町 1-35-1
5	滑 川	滑川交流センター	22-1654	050-8012-4075	滑川本町 1-21-1
6	宮 田	宮田交流センター	27-6835	050-8007-7238	本宮町 1-6-1
7	中 里	中里交流センター	70-8005	050-8012-4077	東河内町 1953-2
8	仲 町	仲町交流センター	21-5564	050-8012-4057	宮田町 4-4-15
9	中小路	中小路交流センター	22-6483	050-8012-4060	若葉町 1-5-8
10	助 川	助川交流センター	23-0955	050-8007-7023	鹿島町 1-21-7
11	会 瀬	会瀬交流センター	25-1577	050-8007-7370	会瀬町 1-1-18
12	成 沢	成沢交流センター	35-5587	050-8012-4063	中成沢町 3-6-10
13	油縄子	油縄子交流センター	38-7531	050-8012-4062	鮎川町 2-6-1
14	諏 訪	諏訪交流センター	33-3841	050-8012-4064	諏訪町 4-11-1
15	大久保	大久保交流センター	34-0535	050-8012-4065	千石町 2-4-20
16	河原子	河原子交流センター	33-3746	050-8012-4061	東多賀町 3-7-5
17	塙 山	塙山交流センター	34-5404	050-8012-4070	金沢町 2-11-5
18	大 沼	大沼交流センター	35-8329	050-8012-4068	東金沢町 5-7-1
19	金 沢	金沢交流センター	36-3985	050-8012-4071	大沼町 2-3-5
20	水 木	水木交流センター	52-3225	050-8012-4069	水木町 2-23-20
21	大みか	大みか交流センター	53-5211	050-8012-4066	大みか町 3-19-16
22	久 慈	久慈交流センター	52-0165	050-8012-4067	みなと町 3-10
23	坂 本 東小沢	久慈川日立南交流 センター	52-3155	050-8012-4076	大和田町 2208

日立市コミュニティ活動ハンドブック

発行：日立市・日立市コミュニティ推進協議会
編集：日立市コミュニティ活動ハンドブック編集委員会
(平成24年3月31日)
改訂：広報活動推進会議 (令和5年3月31日)
事務局：日立市生活環境部コミュニティ推進課
〒317-8601
日立市助川町1-1-1
TEL：0294-22-3111
050-5528-5061 (IP)
FAX：0294-24-5301
メール：shikatsu@city.hitachi.lg.jp